

第166回横浜市都市計画審議会の開催について

第166回横浜市都市計画審議会を次のとおり開催します。

1 日時

令和5年1月13日(金) 午後1時開始

2 会場

横浜市市会議事堂3階多目的室(Web会議形式)
横浜市中区本町6丁目50番地の10

3 審議案件の概要

都市計画決定及び変更関連

4 会議の公開・非公開

会議は公開で行います。

5 傍聴者の定員

10名(現地傍聴)

6 傍聴の申込方法

(1) 現地傍聴

当日、午後0時から午後0時30分まで会場入口で受け付けします。

受付で傍聴整理券を受け取り、受付終了までそのままお待ちいただきます。

受付終了の時点で傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選を行います。定員に満たない場合は、そのまま先着順に傍聴していただけます。

(2) Web傍聴

令和5年1月6日(金)から1月12日(木)午後5時までの間、横浜市電子申請システムで受け付けています。詳細については横浜市ホームページを御確認ください。

横浜市ホームページ

7 取材について

現地傍聴席とは別に記者席を御用意しますので、当日、直接会場までお越しいただき、会場入口の受付でお声かけください。

なお、会場内の写真撮影は、会議の冒頭(5分程度)までとなります。



横浜市都市計画審議会

都市計画法によりその権限に属せられた事項(政令市決定の都市計画)の審議を行うために市長の附属機関として設置されたものです。

根拠法令 都市計画法第77条の2第1項、第87条の2第11項

お問合せ先

建築局都市計画課長 正木 章子 TEL045-671-2663



横浜市都市計画審議会委員名簿

令和5年1月13日予定

	氏名	職業等	分野
学識経験のある者	森地 茂	政策研究大学院大学教授	交通計画
	高見沢 実	横浜国立大学大学院教授	都市計画
	小泉 秀樹	東京大学大学院教授	都市計画
	齊藤 広子	横浜市立大学国際教養学部教授	不動産マネジメント
	池邊 このみ	千葉大学大学院教授	環境デザイン
	石川 永子	横浜市立大学国際教養学部准教授	都市防災
	橋本 美芽	東京都立大学大学院准教授	福祉
	坂倉 徹	横浜商工会議所副会頭	商工業
	柳下 健一	横浜農業協同組合代表理事組合長	農業
	杉原 光昭	神奈川県弁護士会	法律
	岡田 日出則	公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会副会長	不動産
	大森 義則	一般社団法人横浜市建築士事務所協会理事	建築
議 横 市 市 員 会	清水 富雄	横浜市会議長	市議
	高橋 正治	横浜市会副議長	市議
	大桑 正貴	政策・総務・財政委員会委員長	市議
	中山 大輔	国際・経済・港湾委員会委員長	市議
	中島 光徳	市民・文化観光・消防委員会委員長	市議
	麓 理恵	こども青少年・教育委員会委員長	市議
	斉藤 伸一	健康福祉・医療委員会委員長	市議
	横山 勇太郎	温暖化対策・環境創造・資源循環委員会委員長	市議
	磯部 圭太	建築・都市整備・道路委員会委員長	市議
	小松 範昭	水道・交通委員会委員長	市議
住 横 市 市 民 の	石川 建治	自治会・町内会長	市民
	大内 綾子	横浜のまちづくりに携わった経験のある者	市民
	田中 隆志	横浜のまちづくりに携わった経験のある者	市民
臨 時	藤原 徹平	横浜国立大学大学院准教授	建築
	小宮 美知代	横浜のまちづくりに携わった経験のある者	市民
	松本 淳平	神奈川県警察本部交通部交通規制課長	

第166回横浜市都市計画審議会案件表

日 時 令和5年1月13日(金)午後1時開始

場 所 横浜市市会議事堂3階多目的室

(WEB会議形式)

■ 審議案件

1 都市計画案件

説明区分	議題番号	件名	内容
No.1	1379 ～ 1381	横浜国際港都建設計画 特別緑地保全地区の決定	【仏向町横谷北特別緑地保全地区】 【名瀬町緑園特別緑地保全地区】 【下永谷四丁目特別緑地保全地区】 本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。
	1382 ～ 1383	横浜国際港都建設計画 特別緑地保全地区の変更	【奈良町西ノ谷特別緑地保全地区】 【上白根町小池特別緑地保全地区】 既存の区域と隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。

■ 報告事項

- 1 生産緑地法第10条の2第3項に基づく特定生産緑地の指定について
- 2 横浜市生産緑地地区指定要領等の改正について
- 3 用途地域等の見直し都市計画市素案(案)に関する意見書の受付等の結果について

No. 1 特別緑地保全地区の決定及び変更に関する案件概要

本市では、「横浜市水と緑の基本計画」（計画期間：2006-2025年度）に基づき、平成30年11月に策定した「横浜みどりアップ計画」（計画期間：2019-2023年度）における施策の一つに、緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の確実な保全の推進を挙げています。

議第1379号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
仏向町横谷北特別緑地保全地区	約 1.4ha	

(内容)

仏向町横谷北特別緑地保全地区は、保土ヶ谷区中央部、相鉄本線和田町駅の南西約 1.3 キロメートルに位置する郊外部のまとまりのある樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、市街地をのぞむ丘の軸に位置しており、仏向の丘を市中央部の緑の拠点として重点的に確保し活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン保土ヶ谷区プラン」において、特別緑地保全地区等の緑地保全制度や協定緑地の活用などにより、緑に囲まれた住宅地としての魅力を保つとしています。

については、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

議第1380号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
名瀬町緑園特別緑地保全地区	約 2.0ha	

(内容)

名瀬町緑園特別緑地保全地区は、戸塚区北部、相鉄いずみ野線緑園都市駅の東約 600 メートルに位置する緑地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の 10 大拠点の大池・今井・名瀬地区に位置しており、緑地を保全するとともに、市民利用の拠点を整備し、市民の森を中心とした里山景観を楽しむ環境づくりを進めるとしています。

また、「都市計画マスタープラン戸塚区プラン」において、まとまった緑地については土地所有者の協力を得ながら、特別緑地保全地区等の緑地保全制度を活用し、できる限り保全するとしています。

については、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

議第1381号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
下永谷四丁目特別緑地保全地区	約 2.2ha	

(内容)

下永谷四丁目特別緑地保全地区は、港南区西部、市営地下鉄1号線下永谷駅の北西約100メートルに位置する市街地に残るまとまりのある貴重な緑地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の10大拠点の舞岡・野庭地区に位置し、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、緑地を保全・活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン港南区プラン」において、既存の緑地を土地所有者、区民と連携して保全するため、特別緑地保全地区等の緑地保全制度を活用し、緑地の保全の取組を進めるとしています。

については、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

議第1382号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	奈良町西ノ谷特別緑地保全地区	約 1.5ha	
旧	奈良町西ノ谷特別緑地保全地区	約 1.4ha	

(内容)

奈良町西ノ谷特別緑地保全地区は、青葉区西部、こどもの国線こどもの国駅の北西約1.2キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、特別緑地保全地区などの緑地保全制度に基づく緑地の指定により、市街化調整区域などに点在する樹林地の保全を進めるとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン青葉区プラン」において、樹林地については、特別緑地保全地区、源流の森保存地区などの様々な緑地保全制度を活用し、地域の意向を踏まえつつ保全を進めるとしています。

なお、本地区の一部の区域については、平成29年2月に特別緑地保全地区に指定しています。

今回、既存の区域と隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。

議第1383号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	上白根町小池特別緑地保全地区	約 6.3ha	
旧	上白根町小池特別緑地保全地区	約 6.0ha	

(内容)

上白根町小池特別緑地保全地区は、旭区北部、JR横浜線中山駅の南西約2.0キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の10大拠点の三保・新治地区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備、農業振興策を連携させ、大規模な里山景観を保全・活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン」において、緑の10大拠点である「三保・新治地区」では、まとまりのある樹林地や農地など多様な自然的環境が残されており、ヒートアイランド現象を緩和する機能や生き物の生育・生息環境としても重要であることから、区民に親しまれるよう、地域の特性を生かしながら、特別緑地保全地区などの緑地保全制度の指定等により優先的に保全・活用するとしています。

なお、本地区の一部の区域については、平成27年2月、平成27年12月、令和2年2月及び令和3年12月に特別緑地保全地区に指定しています。

今回、既存の区域と隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。

報告事項 1 生産緑地法第10条の2第3項に基づく特定生産緑地の指定について

特定生産緑地は、生産緑地指定から30年経過が近づいた農地等について、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、当該申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを市町村が特定生産緑地として指定し、買取りの申出をすることができる指定期限を10年間延長することができる制度です。

令和3年11月及び令和4年8月の都市計画審議会にて、特定生産緑地の指定について意見聴取を行いました。その後、令和4年11月に982箇所、約170.4haを特定生産緑地に指定しましたので、ご報告します。

報告事項 2 横浜市生産緑地地区指定要領等の改正について

生産緑地地区は、都市計画の告示日から30年が経過し、特定生産緑地に指定しない場合、いつでも買取り申出が可能となることから都市計画上不安定な状態に置かれることとなります。これらの中で、適切に管理されており、地権者の意向により再び生産緑地地区に指定することが望ましいと判断された場合について、生産緑地地区を一度廃止し再度生産緑地地区に指定する手続きができるようにします。

また、生産緑地地区の標識の設置について、当該地区内に標識を設置する方法から、横浜市行政地図情報提供システム上での明示に移行します。

以上の内容について、横浜市生産緑地地区指定要領等の改正をいたしますのでご報告します。

報告事項 3 用途地域等の見直し都市計画市素案（案）に関する意見書の受付等の結果について

人口減少や少子高齢化等の様々な社会情勢の変化を踏まえ、令和4年10月に用途地域等の見直しの候補地区について都市計画市素案（案）を公表しました。

縦覧及び意見書の受付、説明会を実施しましたので、その結果をご報告します。